

# 安来市情報公開審査会規則

平成16年10月 1 日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、安来市情報公開条例（平成16年安来市条例第8号）第15条第1項に規定する安来市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務担当部内において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。